

## 「地域の専門医療機関」の選定について

### 1 「地域の専門医療機関」の役割について

「かかりつけ医と連携して、定期的な病態の評価、標準的な治療では病態が安定化しない患者等に対する診断、治療、管理を行う。」と規定（計画案でのイメージ図）

各地域における、診療所や一般病院での標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性の患者等を診療する医療機関を想定。

### 2 前回協議会での委員意見

- ・「地域の専門医療機関」とはアレルギー専門医がいる医療機関であること。
- ・コントロール状態など客観的な評価ができ、入院による食物負荷試験等の検査機能を有し、医師以外の様々な職種が在籍した総合的な支援を可能とするには、「病院」が望ましい。
- ・アレルギー疾患は色々な臓器に関わるため、一つの科でよくなる場合には、他科にお願いする必要がある。

### 3 アレルギー疾患医療連携体制の構築に係る調査

#### (1) 対象

県内病院、アレルギー専門医が在籍する診療所

#### (2) 内容

- ・日本アレルギー学会認定「アレルギー専門医」の在籍状況
- ・アレルギー疾患診療（診断・治療・管理）の状況
- ・日本小児臨床アレルギー学会認定「小児アレルギーエデュケーター」の在籍状況
- ・その他

#### (3) 結果

資料 2 - 2 のとおり

### 4 今後の進め方・検討事項（案）

#### (1) 今回協議会

ア 「地域の専門医療機関」の選定要件は何か。

- ・専門医療機関として選定する診療科（部門）
- ・有すべき診療（診断・治療・管理）機能
- ・アレルギー専門医の配置要件（常勤等）
- ・患者指導スタッフの配置 等

イ 「地域の専門医療機関」の役割は何か。

- ・医療連携促進のため、拠点病院が開催する会議・講習会等への参加
- ・拠点病院が実施する、教育・保育施設・学校・行政職員等を対象とする研修や、調査への協力 等

#### (2) 次回協議会

役割や選定要件等の案を提示したい。

## 参考

肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について（通知）  
（平成29年3月31日付け健発0331第8号厚生労働省健康局長）

[以下、専門医療機関に関する箇所を抜粋]

### ○肝疾患に関する専門医療機関について

#### （1）専門医療機関の条件

以下の条件を満たすものとして、2次医療圏に少なくとも1か所以上確保することが望ましい。

ア 専門的な知識を持つ医師（肝臓専門医等）による診断と治療方針の決定が行われていること。

イ 肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択、実施し、治療後もフォローアップできること。

ウ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

（2）各都道府県における専門医療機関の整備方針及び選定の要件を明確にするとともに、選定後も要件に適合しているかを定期的に確認する。

（3）専門医療機関に肝臓専門医等が必ずしも常駐できない場合は、他の医療機関にいる肝臓専門医等による関与の下で診療が行われること、又は上記（1）ア～ウの要件に合致するよう研修等の実施により対応を図るものとする。

（4）近年の肝炎医療の急速な進展を踏まえ、かかりつけ医、専門医療機関及び拠点病院での適切な診療連携・支援に取り組む。

（5）学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っていること、肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか、施設間連携により対応できる体制を有することが望ましい。

### ○専門医療機関及び拠点病院の選定について

専門医療機関及び拠点病院については、各都道府県が設置している肝炎対策協議会で協議の上、選定すること。